二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合及び当該法人を合併法人とする適格合併により当該特定法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併により合併法人に前号に規定する特定法人の株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

四　第二号に規定する特定法人が解散した場合（当該法人を合併法人とする適格合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

五　第二号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額（分割型分割、法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配又は同法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しによりその帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）

六　当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

七　前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

5　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

6　第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　前項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条第六項を次のように改める。

6　前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条第九項中「前条第十一項」を「第五十五条第十一項」に、「前条第十二項」を「第五十五条第十二項」に改め、同条第十一項中「前条第十六項」を「第五十五条第十六項」に改め、同条第十三項中「前条第二十項」を「第五十五条第二十項」に改める。

第五十七条の四第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第五十七条の四の二第六項、第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項、第五十七条の八第九項及び第五十八条第八項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「該当するもの」の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第六十二条の三第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第四項第三号中「収用換地等」の下に「（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）」を加え、同項第十号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項第十四号中「する。第七項」を「する。同項」に改め、同項第十五号中「する。次号及び第七項」を「する。同号及び同項」に改め、同条第九項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第六十三条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第三項第三号中「収用換地等」を「収用換地等（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）に」に改める。

第六十五条第一項第六号中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同項に次の一号を加える。

七　資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき。

第六十五条第三項中「第一項各号」の下に「（第七号を除く。）」を加え、同条第十項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十五条の二第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「のイ又はロのいずれか及びハ」を削り、「令和二年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には」を削り、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区（ロにおいて「施行地区」という。）の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。）として行われるものであること。